

コスト計測結果一覧表

5. 従業員の労務管理に関する手続

省庁名	番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標		取組最終年度 コスト (目標)	備考
													削減率	削減率		
厚生労働省	5	労働基準局	監督課	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	労働基準法	第32条の4第4項(第32条の2第2項準用)	402	347,226	347,628	3.8時間	1,328,273時間	0.8時間	265,907時間	20.02%	1,062,367時間	
厚生労働省	9	労働基準局	監督課	時間外労働・休日労働に関する協定届	労働基準法	第36条第1項	4,102	1,445,223	1,449,325	4.0時間	5,763,600時間	0.8時間	1,166,600時間	20.24%	4,597,000時間	
厚生労働省	19	労働基準局	監督課	就業規則(変更)の届出	労働基準法	第89条第1項	5,606	567,766	573,372	4.6時間	2,631,253時間	0.9時間	531,520時間	20.20%	2,099,733時間	
厚生労働省	35	労働基準局	補償課	労災保険の特別加入(海外派遣者)に係る申請、返還申請及び変更届等	労働者災害補償保険法	第36条第1項	6,406	73,079	79,485	0.3時間	26,477時間	0.2時間	12,051時間	45.52%	14,425時間	
厚生労働省	44	労働基準局	労働条件政策課	職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)	労働者災害補償保険法施行規則	第28条	0	1,233	1,233	10.3時間	12,700時間	2.1時間	2,540時間	20.00%	10,160時間	
厚生労働省	48	労働基準局	安全衛生部労働衛生課	産業保健活動総合支援事業における助成金	労働者災害補償保険法	第29条第1項第3号	0	2,113	2,113	12.2時間	25,779時間	2.4時間	5,156時間	20.00%	20,623時間	
厚生労働省	49	職業安定局	雇用開発部雇用開発企画課	雇用調整助成金	雇用調整助成金	第102条の3	0	16,160	16,160	20.2時間	326,432時間	4.2時間	68,551時間	21.00%	257,881時間	
厚生労働省	58	職業安定局	雇用開発部雇用開発企画課	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	雇用保険法施行規則	第109条及び110条	0	157,354	157,354	9.1時間	1,424,054時間	1.8時間	284,811時間	20.00%	1,139,243時間	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース)全体での削減目標を設定している。
厚生労働省	59	職業安定局	雇用開発部雇用開発企画課	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)	雇用保険法施行規則	第109条及び110条	0	18,475	18,475	9.1時間	167,199時間	1.8時間	33,440時間	20.00%	133,759時間	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース)全体での削減目標を設定している。
厚生労働省	78	職業安定局 (現・雇用課、均等 課)	派遣・有期労働対策企画課 (現・有期・短時間労働課)	キャリアアップ助成金(正社員化コース)	雇用保険法施行規則	第118条の2第2項	0	38,896	38,896	25.1時間	976,289時間	5.0時間	195,258時間	20.00%	781,031時間	
厚生労働省	86	職業安定局	雇用開発部障害者雇用対策課	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	雇用保険法施行規則	第109条及び110条	0	653	653	9.1時間	5,910時間	1.8時間	1,182時間	20.00%	4,728時間	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース)全体での削減目標を設定している。
厚生労働省	87	職業安定局	雇用開発部障害者雇用対策課	特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)	雇用保険法施行規則	附則第15条の5第6項	0	250	250	9.1時間	2,263時間	1.8時間	453時間	20.00%	1,810時間	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース)全体での削減目標を設定している。
厚生労働省	101	職業能力開発局 (現・人材開発統括 官)	キャリア形成支援課 企業内人材育成支援室 (現・企業内人材開発支援室)	人材開発支援助成金(特定訓練コース)	雇用保険法施行規則	第125条	0	9,505	9,505	12.6時間	119,763時間	3.0時間	28,743時間	24.00%	91,020時間	
厚生労働省	103	職業安定局	雇用開発部建設・港湾対策室	建設労働者確保育成助成金(技能実習コース) (現・人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース))	建設労働者の雇用の改善等に関する 法律施行規則	第7条	0	122,491	122,491	14.6時間	1,788,369時間	2.9時間	357,674時間	20.00%	1,430,695時間	
国土交通省	2	海事局	船員政策課	雇入契約成立等の届出	船員法	第37条第1項	976	195,380	196,356	2.8時間	541,039時間	0.6時間	108,208時間	20.00%	432,831時間	
合計							17,492	2,995,804	3,013,296	5.0時間	15,139,398時間	1.0時間	3,062,092時間	20.23%	12,077,306時間	

【注】  
 ○ 基本計画「対象手続一覧表」において「コスト計測」が「○」の手続のみ本表の対象とする。  
 ○ 「備考」～「手続件数計」は、基本計画の「対象手続一覧表」より抜粋。  
 ○ 「1件当たりの作業時間」～「取組最終年度コスト(目標)」は、平成29年度中に各省庁が実施したコスト計測結果に基づき記載。  
 ○ 計測を行ったコスト(作業時間)は、事業者における作業時間を示す。  
 ○ 「削減目標」について、基本計画において実施ごとに目標設定していない場合は、削減率を「20.00%」として記載。  
 ○ 単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計は必ずしも合計値と一致するとは限らない。  
 ○ 「備考」は、補足事項等がある場合に記載する。例えば、削減率が5年間の取組であり、取組最終年度が31年度ではない場合、「削減方法は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。」と記載。